

## 第 88 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

### 1 開催日時

令和 3 年 6 月 16 日（水） 午前 10 時から午後 1 時まで

### 2 開催場所

盛岡市内丸 13-1 岩手県民会館 4 階 第 2 会議室

### 3 出席者

#### 【委員 11 名 敬称略・五十音順】

石 川 奈 緒

伊 藤 歩（会長）

伊 藤 絹 子（リモート）

大 西 尚 樹

久保田 多余子（リモート）

齊 藤 貢

鈴 木 まほろ

中 村 学

永 幡 幸 司

平 井 勇 介（リモート）

由 井 正 敏

#### 【専門調査員 1 名 敬称略】

前 田 琢

#### 【事務局】

環境保全課総括課長 黒 田 農

環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長 阿 部 茂

その他関係職員

#### 【事業者】

株式会社ユーラスエナジーホールディングス（リモート）

### 4 議事

（冒頭、事務局から、委員 14 名中、会場参集 8 名・リモート 3 名の計 11 名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、議事に入りました。）

（仮称）釜石広域風力発電事業更新計画環境影響評価準備書について

（初めに、希少動植物等に関する審議については、会議の一部を非公開として行うことについて会長からお諮りし、委員の了承を得た。）

[伊藤歩会長]

それでは、「(仮称) 釜石広域風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」の審議に入ります。  
始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明後、事業者(株式会社ユーラスエナジーホールディングス)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[伊藤歩会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。  
事業者に説明をお願いします。

[事業者]

本日は、このようなお時間をいただきましてありがとうございます。まず冒頭で、簡単に御挨拶させていただければと思っております。本事業、既設で風力発電所を運営しておる中で2008年9月におきまして、イヌワシの衝突事故が発生してしまいました。我々事業者としても大変重く受け止めておりまして、また当時、御迷惑をおかけしたところでございますが、改めて御詫びを申し上げたいと思います。これまで、配慮書・方法書などで、皆様から御意見いただいた審査内容等を踏まえて、弊社としては可能な限りの調査、それから、できる限りの配慮というところは図ってきたと考えております。一方で、今回の準備書の審査におきましては、委員の先生の皆様をはじめとして、改めて内容を御審査いただきまして、そういった御意見等も踏まえながら、我々としてこの事業について改めて考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは担当に代わります。

(その後、事業内容等について説明しました。)

[伊藤歩会長]

それではまず、説明していただきました事前質問・意見に対する事業者の回答に関して、追加の御質問があればお願いします。なお、希少動植物に関する御質問につきましては、一般的事項を審議していただいた後に、非公開による審議の時間を設けたいと思っておりますので、その際に御発言をお願いいたします。それではよろしく願いいたします。

[由井委員]

すみません、その前に。希少野生動植物についての審議は一般的事項の審議の後とおっしゃいましたけれども、営巣地等、別にイヌワシ・クマタカがいても、その巣から雛を取るわけではありませんし、巣は近くにありませんので、猛禽類等希少動植物に関しては、この本編の一般質問の中で扱ってほしいと思います。

[伊藤歩会長]

そうですね、わかりました。ではその前提で御質問ありましたら、お願いいたします。

[由井委員]

事前質問を順番にお願いします。

[伊藤歩会長]

順番でなくても、お気づきの点がありましたらお願いしたいと思いますが。

[永幡委員]

質問だけでもしょうか。意見でもよろしいでしょうか。

[伊藤歩会長]

はい、結構です。

[永幡委員]

騒音のところでは2件。1個は質問で、1個は意見ですけれども。まず1個目が、37ページの4番のところ。「騒音に関して、苦情が寄せられたことはありません」という回答のようだけれども、方法書の段階でG支部というところが、騒音に関して何か問題を感じていたこと自体はどうも事実だと考えられます。これ、G支部にちゃんと問い合わせているのでしょうか。

[伊藤歩会長]

事業者、回答をお願いいたします。

[事業者]

はい。こちらの意見をくださったところへの直接的なアプローチはしておりませんで、状況がどうなのかというところは、未確認でございます。

[永幡委員]

それはかなり問題で、G支部が「騒音だ」と言っているわけですから、「苦情が寄せられたことはありません」というのは、明らかな事実誤認であり、ちゃんとここに確認した上で、何がどのような状況で問題なのかを調べ、それが住民に対する生活上の問題であるならば、いわゆる騒音の項目の評価の仕方でも確認すべきであるし、そうではなくて、人触れのところで、人が自然と触れ合うときに妨害感があるということならば、単純な環境基準とかと対比するのは不適切なもので、また別の方法を考える。ちゃんとこれは評価してください。それが1点です。もう1点は、次の38ページのところの5番に対する回答なのですけれども。まずそもそも、要請限度とは何か、御存じですか。

[伊藤歩会長]

事業者さんのほうは、いかがでしょうか。

[事業者]

要請限度というのは、生活が成り立たなくなるようなひどい状況が生じたときに、それを改善するための目安となっているもの、というふうに理解しております。

[永幡委員]

要請限度というのは、これを超えたら即刻、対策を打たなければいけないところです。受忍限度ではありません。要請限度なんかと比べるということは、本来あってはならないことです。ここだともともとが静かな場所なので、せいぜい2車線のうち1車線以上の車線を有する道路に面する地域の基準を準用するのが妥当で、それで考えると、65 dBを超えるとそれは環境基準を超えたと評価をすべきところです。66 dBになってしまうというのは、これは避けなければならないことです。ですから、ここに関しては、さきほど分散通行をするということはお話をされておりましたけれども、具体的にどのように分散通行することで、65 dBを超えないようにするのかということ、ちゃんと提案すべき案件です。意見です。以上です。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。事業者側も、何か回答等ありましたらお願いしたいと思いません。

[事業者]

具体的な工事用車両の通行計画が固まりました時点で、具体的にどの程度の騒音レベルになるかを検証しまして、そのことを評価書の中で、例えば、項目選定をしないこと理由として明記できるのであれば、そのようにさせていただければと思います。

補足させていただきますと、工事計画を作る時点で、なるべく騒音レベルが低減できるようですね、分散通行ということについて、計画立てる時点でもなるべく分散できるようにして、ひとつの道路にウエイトが大きくなるように、そこは十分検討して、具体的な台数等も評価書において示したいと考えております。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。事業者からの回答の方に「道路交通騒音について、調査・予測・評価を行いませんが」とあるのですが、ここに対して、何か御意見ありましたらお願いしたいと思いたしますが。

[永幡委員]

本来はするべきだと思います、このような案件だったら。レベルがかなりかつかつで、もし本当に66 dBとなったら超えている、と言うべきところなので、その意味では、するべきです。

[伊藤歩会長]

これに対して、事業者側はどうお考えでしょうか。

[事業者]

具体的な工事計画を策定した際に、当然、分散させるような工事計画にさせていただくのですけれども、その際の数値でしたり、大型車なら大型車の割合を加味して、例えばこの路線は少し超えそうだというものについては、現地調査なり追加の評価なりを検討したいと思います。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。それから一つ戻りますけれども、4番のところの聴き取りについては、今後どうされるおつもりか、もし御意見ありましたらお願いします。

[事業者]

聴き取りに関しては、今、手元に資料が不足しております。こちらのところにつきましては、野鳥の会のどちらかの支部さんだったと記憶しております、これは裏を取る必要があるのですが、おそらくは地元に住んでいらっしゃる方ではなくて、県内ではあるのですけれども、事業実施区域から遠いところにお住まいでしたり、組織されている団体の方の意見かと思っておりますので、実際にその方がこの近くに住んでいらっしゃるって、騒音を問題視されているということであれば、我々としても対策を考える必要があるのですが、そうではなくて、一般論として騒音、大型化すると危ないよ、ということをおっしゃっているということであれば、個別の対応を図ることによって、対策をするというよりは、現状を説明することで御理解いただけるのではないかとこのように考えております。

[永幡委員]

前者の場合の対応はそれで結構なのですけれども、後者の場合ですと、まさに「人と自然の触れ合い」に係る問題で、例えば、バードウォッチングとかする人にとっては、音の聴こえ方によっては極めて邪魔になります。特に音を録音したりする、鳥の声を楽しむ人達って一定数いらっしゃるのですけれども、その人達にとっては、どれぐらい聴こえるかということは極めて重要な問題です。ですので、そのあたりも含めて、どういう意味で、どう使うに当たって「騒音だ」と言っているのかを確認した上で、人触れとしての問題なのであれば、人触れとしての活動をするに当たり、十分な静穏なのかということを実に調べる必要があって、そこはむしろ住民というよりは、利用者がどうなのかということを知かなければならないので。野鳥の会ということが事実なのであるならば、まさに利用者なので、同じく適切に評価する必要があります。

[伊藤歩会長]

十分に聴き取りをしていただきたいという御意見ですが、いかがでしょうか。  
事業者側、よろしいでしょうか。

[事業者]

はい、検討させていただきます。

[伊藤歩会長]

はい、では検討していただくということで、お願いします。この件につきましては、よろし

いでしょうか。そのほかにいかがでしょうか。はい、齊藤委員お願いします。

[齊藤委員]

36 ページの2番目の質問に関して、もう少し御説明いただきたいと思っています。回答で、牧野関係者の方から存続の要望があって、協議の結果、3基とした、というように読み取れるわけです。この回答ですと、リスクを回避するという点で言ったら、事業者様は西サイトの取りやめを議論の対象にしたということもありますので、数は少なければ少ないほどリスクはたぶん回避できるのかなというふうに感じます。3基というのは、要望があった牧野関係者から、3つは残してほしい、その最低が3基だったというふうに理解してよいのか、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。では、事業者側から説明をお願いいたします。

[事業者]

3基の基数に関しては、おっしゃるとおりですね、牧野関係者の方々と協議した中で、こちらの西側に関しては2つの牧野組合さんが混在しているのですけれども、そちらの組合さんと話した中で、それぞれの所有地に1基と2基という形で、計3基残していただきたいというような要望もあって、このようにしております。我々としては、当然、基数というのはより増やしていきたいところでは正直なところはあったのですけれども、さきほど申したように、西エリア南側でバードストライクがあったこと、地権者様との交渉を踏まえた上で3基という形で、今のところは計画をさせていただいているところです。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。

[齊藤委員]

追加でよろしいですか。3基というのは今の話で何となくわかりましたけれども、3基を選定する際に、おそらく事業者としては、西サイトの南側は以前、バードストライクもあったということで、こちらはもう無しにするということを前提でお話をされたのだと思いますけれども。「西領域全体でだめなのです」ということを、牧野関係者の方と議論する際に、事業者側がもう少し強い態度というか、リスクを考えて、こちら側をやめます、ということまでは言えなかったのかというところを、心情的なところもあるかと思っていますので、そのあたりも聞かせていただけますでしょうか。

[事業者]

自然環境に関しての配慮というのは、当然、事業者としてもできる限り配慮すべきというところは念頭にある上で、今回3基を残さざるを得なかったというのは、さきほど説明したとおりではあるのですけれども、西側の全てを無くすというのは、御意見あった中で、検討する必要性というのは当然あったと思うのですけれども、こちらの回答にも書いてあるとおり、牧野の存続、

あとは、現状牧草地の荒廃農地を避けるという観点が、地権者様の方でも重要視しているところがございます、そこをいろいろと協議をさせていただいた中で、やはり西側に関しては残してほしいと。我々に関しても、過去の地権者様との既設の風車のこれまでの協力体制というところを踏まえると、そこに関しては、西は全て配置しません、というような強硬的に話を進めることはできなかったというのが経緯になります。

[伊藤歩会長]

いかがでしょうか。

[齊藤委員]

はい、わかりました。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい、それでは、さきほど由井委員からの御提案があったように、とびとびになると頭が混乱しますので、順番に進めさせていただきたいと思います。今、2番目の意見と、それから騒音のところまで行きましたけれども、それ以降のところ、6番の平井委員からの御質問に関して、平井委員から何か追加の御質問等がございますか。

[平井委員]

6番に関しては特になのですが、さきほどのやりとりで、1点質問させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

[伊藤歩会長]

はい、お願いいたします。

[平井委員]

牧野組合なのですけれども、組合の方は、近隣の集落の人が全員入っているような、そういう組合でよろしかったでしょうか。

[事業者]

おっしゃるとおりですね、さきほど2つの牧野組合様が混在すると申しましたが、どちらの牧野組合様も地元の方々に構成された牧野組合になります。

[平井委員]

牧野関係者と協議した、という場合には、組合の総意として意見をもらったというような、そういう認識でよろしいでしょうか。

[事業者]

そうです。もちろん我々、全員からですね、当然、組合の方々、役員の方々を含めて御説明させていただく中ではあるのですけれども、当然その中で、欠席されているような方というもの

中にはいらっしゃるのですけれども、組合長様を含めて、役員の方から全員、説明資料を含めて御周知をしていただいた上で、その上で今回の計画に関して御理解をいただいているというような状況です。

[平井委員]

わかりました。どうもありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは7番以降の景観のところなのですが、本日、三宅委員が欠席されているということで、私から代わりに確認させていただきたいと思いますが、特に、9番のところになりますけれども、視点が限定されているということで、ピンポイントの場所というのが妥当かどうかということで、回答いただいておりますが、おそらく三宅先生の趣旨としては、同じ1つの視点であっても、ちょっと1、2メートル離れたところでもまるきり見え方が異なってしまうので、そういったところを詳細に検討すべきではないか、という御意見かと思えます。これについて事業者側としてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

[事業者]

さきほどの説明でも申し上げましたとおり、いくつかの観点から、現場踏査時に、最終的な実施区域方向が良好に見える場所を選んでおります。ですので、例えば数メートル離れることでどうか、ということも吟味したうえで、ベストの視点を選んだというつもりで撮影を行っているということでございます。

[伊藤歩会長]

はい。それがわかるように、できるだけ複数の写真を評価書に掲載していただくとよろしいかと思えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

[事業者]

実は、準備書の中には撮影地点からの360度のパノラマ写真も掲載してございまして、それが撮影地点の周囲がどういう状況の場所かということもあわせて見ていただいておりますので、その中で、事業実施区域の方については抜き出して使うということをしておりますので、そのことによって、今おっしゃっていただいたものに代えることはできないでしょうか。

[伊藤歩会長]

それは360度の視点で、周りの見え方ではないのではないかと思います。ひとつの地点でも少し離れたところで、家がこう、隙間が変わったりすると見え方が変わるという御指摘かと思えますので、そのあたりをぜひ検討いただけないかなと思えますが、いかがでしょうか。

[事業者]

大変申し訳ないのですが、最初の踏査のときに、撮影地点・撮影方向を決めるときに、手前

に邪魔なものがあるときは、あえて撮っていないというのが現実でございまして、そういった状況写真を示すことができないというのが、実際のところでございます。そういう意味では、これは御信頼いただくしかないのですが、この地点でベストの写真を使っている、というような御理解いただくしかないのかと思います。

[伊藤歩会長]

私も景観の専門家ではないもので。もし、ここにいらっしゃる他の委員の方から、御意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。ではこの場では、事業者からこのような御意見があったということで、三宅委員にはお伝えしたいと思います。はい、ありがとうございました。

それでは続きまして、前田専門調査員から御指摘いただいている 10 番から 14 番までのところで、追加で御意見・御質問ありましたら、お願いしたいと思います。

[前田専門調査員]

はい。まず 10 番について回答いただいた点について、お話したいと思います。年間衝突回数の計算方法について指摘いたしまして、再計算をしていただいたのですが、そうするとかなり高い確率、2年に1回以上の確率で衝突するというような結果になって、これは今度、この数値はおかしいのではないかというふうに言われておりまして、また見直すということなのですが。なぜおかしいかという根拠が、1回イヌワシの衝突があつて、17年で1回あつたから、だいたいそのレベルだろうと。そういうふうと考えてのことのようです。これはですね、衝突が発見された1回しかなかったとすればそれでよいのですが、当然見逃したりしている部分があるので、もっと高い可能性があります。それがわからないからこういう推定をしているわけですし、正しい方法で推定されたら、結構な確率でぶつかるのではないかということがわかったのですから、この結果を、推定ではありますけれども、ひとつこういう可能性が出てきたということで、それをまず受け入れていただきたいなと思います。このぐらいぶつかるリスクがある、それを前提に事業をしていいのかどうかということ、改めてきちんと評価していただきたいと思います。

それから後半の部分ですけれども、調査定点が離れているという指摘に対しまして、図を載せて、概ね3km位の範囲に入る、という御回答でしたけれども、これはですね、見える範囲、可能かを問題にしているのではなくて、距離が離れば、当然、発見率が下がります。それは3kmの範囲でも起こります。個人的な経験で言いますと、ほぼ100%発見できると仮定してよさそうなのは、イヌワシの場合、せいぜい1kmではないかと思います。それを超えると、発見はできませんが、発見率は当然落ちていきます。イヌワシより小型の種になると、もっと発見率が落ちるのは、当然予想されます。ですから3kmでカバーしていても、目の前と3km先では当然発見率が違うということを考慮して、評価しないといけないのではないかということですので、それは考慮して、補正した形でやっていただきたいと思います。そういったデータがあるのかどうかというところですが、後半の方の35ページあたりですかね、風車の近くとか、距離別に発見した場所の位置が記録されていると思いますので、それを基に、どのぐらい遠方になると発見が低減されるかは予測可能ではないかと思いますので、それを、イヌワシを含めて、全ての種について考慮していただきたいなと思います。10番は以上です。

[伊藤歩会長]

それでは、10 番の追加の御質問に対して、事業者側から見解をお願いしたいと思います。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。1 点目の衝突確率の二重計上というところで、それは、まず回避率をかけないで出したところ、大きな数値となった。一方で、弊社のサイトの過去 17 年に 1 回という確率と照らし合わせると少し乖離があるので、ということで御説明させていただきましたけれども。また、前田先生からは、全てのイヌワシの、イヌワシに限らずですけれども、衝突個体を網羅できているとしたら、こういう数字になるという御意見がありましたけれども、イヌワシレベルの大型の鳥類になりますと、我々も、既設のサイトでも最低でも月 1 回、多い時にはもっとやっているのですけれども、そういった頻度で、死骸の確認をしておりますので、そういった中では、イヌワシのような大型の個体に限っていえば、死骸の見逃しのようなことは、おそろくないのではないかと考えておりますので、17 年間で 1 個体、0.06 個体/年というのは、そこまで実態とかけ離れた数値ではないのかなというふうに思っておるところでございます。2 点目の定点調査の距離が多いというか、カバーできていないのではないかと御指摘につきましては、定点を複数配置することによって、全体をカバーするようには心がけているつもりはありますけれども、おっしゃる通り、ここで近くのトレースと遠くのトレースでは、種の判別だったりですとか、行動の状況の把握だったりというところの精度の差というのは、遠くの方が落ちるといえるのは、それは間違いのない事実だと思います。前田先生に御提案いただいたとおりですね、遠くのところが本当に見えるかどうかに関しては、例えば、定点調査の位置から、トレースの距離などを集計させていただいてですね、遠くのところも、近くのところと比べて遜色なくデータが取れているかどうかということではですね、この事業に限らず、今後のいろいろな調査にも役立つデータにもなると思いますので、そこは内部で整理しておきたいと思っております。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。今の回答ですと、定期的に死亡個体の調査をしているということと、それから視認性についてはデータを確認するということではしたが、いかがでしょうか。

[前田専門調査員]

今の回答を聞きますと、そもそも衝突するというのが非常に少ないという考えが初めにあって、それに合うような推定値が出ればそれを使うと。出なければ無視するというようなちょっと恣意的な扱いが感じられますので、ちょっとそのあたりはですね、何のために推定をやったのかということをもう一度考えていただきたいなと思います。2 点目はそういったデータを使って改良をお願いしたいのですが、当然、改良してそれで新たな予測と言うのが出てくると思っていますので、その予測をきちんと出してから先に進んでいただきたいと思っております。お願いします。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。事業者のほうではいかがでしょうか。

[事業者]

はい、承知しました。

[伊藤歩会長]

はい、何か御発言ありますでしょうか。

[事業者]

1点よろしいでしょうか。前田先生にお伺いしたいのですが、発見率を加味して、何と云うのでしょうか、飛翔記録の補正をするというやり方について、ちょっと具体的な手法を、もし可能であれば御相談させていただいても、別途ですけれども、よろしいでしょうか。そのへんのお願いができるかどうか。

[前田専門調査員]

はい、わかりました。

[事業者]

よろしく願いいたします。

[伊藤歩会長]

はい、由井委員お願いします。

[由井委員]

横やりですいませんけれども。まず、距離の問題ですけれども、前田専門調査員がおっしゃったように、1kmぐらいでないとしっかりデータが取れないということは確かだと思います。もう一つ肝心なことはですね、ここに入出入りするイヌワシの個体が、どういう個体がどこから来ているかを知るためには、個体識別をしなければいけないのですよね。写真が10枚程、本編に掲載されていますけれども、半分ぐらいピンボケで、何だかわからないのですよね。個体識別をしない限り、どこから来ている、どこでいつそれが死んだの、どこの個体なのかが全くわからないので、やはり定点間隔を短くして、年間を通じてしっかり調査する必要がありますので、後でも要望しますけれども、今後の定点調査、追加定点調査はより綿密な、濃密な調査をお願いしたいと思います。それから、衝突確率の推定につきましては、書かれた資料で事業者側がですね、高度L、M、Hの500m付近から観察頻度が低下すると、風車に向かってね、ということがあって、これがひとつ使えるデータなのですけれども、これを平準化して風車がないときの飛翔頻度を仮推定して、それから衝突確率を計算するという方法がひとつあります。しかしながらですね、私のほうの質問にも含まれていますけれども、風車がこの両サイド、東西の尾根の上に建った結果ですね、その中心部分に、現在もかなり飛んでいる、飛んでいたというのがわかりますけれども、それでも建つ前に比べたら相当減っているはずですよ。東西に風車が建って、その風車を乗り越えて、例えば巣に餌を運ぶというときに、非常に障壁、バリアになりますので、そもそもこの場所を使わなくなるというマクロの回避効果があるので、それが風車が両サイドに建っている

限り、あるいはリプレースで減らしたといっても、本当の昔はどうだったのかというのは一切わからないのですよね。だからしつこく言っておりますけれども、一回チャラにして、何もない状態で調査しないと正解はわからない。いくら計算しても全部架空の話ですから。それがなければ、ここでイヌワシが1羽日本で初めて衝突してしまったという、事業者側は、反省すると言っているけれども、本当の反省にならない。ということで、まず調査方法及び計算方法、新たな調査を行う中で改善しながら正解を求める、ということでしか達成されないと思いますので。基本的にこの準備書というのは、ほとんど評価できないということ。まず最初に、この点だけでも評価できないということ、申し上げておきます。

[伊藤歩会長]

ありがとうございました。由井委員からの、あと半分のところはまた他の、14番とか、由井委員からの御質問のところがあるかと思いますが、その前のところの、個体識別をしてきちんと評価するという点については、事業者の側としては、どのような御意見をお持ちでしょうか。

[事業者]

これまでの調査におきましても、明瞭な写真が撮影できた場合におきましては、そこにいらっしゃる前田先生のところにも御依頼する形で、個体識別には努めてきたところでございますので、それは今後も継続してやっていきたいと思っております。

[伊藤歩会長]

わかりました。これについてはよろしいでしょうか。

[由井委員]

すいません。結局9羽のうち1羽しか識別できてないということですから、ほとんど使い物にならないと思っています。

[伊藤歩会長]

そのようなことですが、いかがでしょうか、事業者側としては。より詳細に個体識別をして調査をするということで考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

[事業者]

個体識別とするためのベースとなるような情報の蓄積を持った方に、協力をお願いするしかないというのが正直なところでございまして、要はその、個体識別のための情報蓄積から始めるとすると何年かかってもできないだろうと思われまので、そこはぜひ、有識者の皆様に御協力いただきながら取り組んでいくしか事業者側としてできることはないのかなと思っております。

[伊藤歩会長]

はい。では、協力を仰ぎながら進めていただければと思います。それでは、事業の前後のところにつきましては、後ほどまた議論させていただければと思います。10番に関しましては、よろしいでしょうか。次、11番以降のところをお願いいたします。

[前田専門調査員]

はい、では11番ですけれども。11番に対する御回答では、拡張計画の方での代替餌場の効果についてはまだ不確実なので、今後モニタリング調査などで確認していきます、という御回答だったのですが、実際にやってみないとわからないということは、そのとおりだと思いますが、現時点では、まだできていないわけで、調査してわかった頃というのは、ずいぶん先になるかと思えます。この準備書は、現時点での評価ですので、わからないものは、「今後は調査する」ではなくて、「評価しない」、「使わない」というようにしていただくのが合理的ではないかなと思いますので、そのように検討をお願いしたいです。11番は以上です。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。不確実性を伴うものは、できるだけ予測には使わない方がよろしいのではないかと、という御指摘ですけれども、事業者側ではどのような御意見をお持ちでしょうか。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。当然、代替餌場というのは今現在、存在する訳ではありませんので、その効果について、今この場面で、定量的に絶対こういう効果があるということを示すことは困難でございます。一方で、アセスにおける環境保全措置というのは、当然多くは、今できていないけれども、将来こういった保全措置をするので、影響が低減されるなりという評価をするものであると認識しておりますので、未来に実施する保全措置であってもですね、当然、騒音やそういったものと定量的な数値、例えば、道路事業の防音壁のようなもの、将来何dBといったような定量的な数値が示せるので、現段階でも数値を示すことができるわけで、不確実性がないので、事後調査もしなくていいということになると思うのですが、代替餌場のような、生物的な保全措置に関しては、なかなか未来のことを予想することは難しいのですけれども、難しいからこそ事後調査で明らかにするということですね、何もしないということではなくて、不確実性のある環境保全措置であるものの、環境影響の低減ということの効果としては見込ませていただきつつ、とはいえ、そこには不確実性は残りますので、モニタリングをして改善していくところで御理解いただければと思います。以上です。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございました。

[事業者]

よろしいでしょうか。

[伊藤歩会長]

はい、お願いいたします。

[事業者]

アセス制度そのものというところに関わるかもしれませんが、事後調査というものがそもそも、予測結果ですとか評価の結果、もしくは保全措置の効果に不確実性がある場合にやるものとなっております。今の御指摘ですと、不確実性のあるものは、要は、評価の前提として使うなどという御指摘だと思うのですが、そうしますと、そもそも事後調査がなぜ必要なのというところに関係していきます。事業者が、実行可能な範囲で、できる限りの取組をやりますという表明をし、それを前提に予測・調査をして、ただ、その効果が不確実になるので、その検証は事後調査の中でやっていきます、という組立てが、本来あるべきアセスの姿だと思いますので、そこはぜひ、効果の検証結果が出ていないものであっても、保全措置として記載することを御容赦いただければと思います。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。前田調査員、いかがでしょうか。

[前田専門調査員]

はい。わかりましたけれども、これからできるものに対する評価というのも、できるだけいろいろな人の意見を聴いて、客観的に評価を行ってください。社内だけでの評価ではなくて、いろいろな人から、こういう予定で作る代替餌場は、本当に意味のあるものになるかということを引きちんと聴いて、客観的に評価をお願いします。

[伊藤歩会長]

はい、由井委員、お願いします。

[由井委員]

また横やりしますが。前田調査員の意見はそのとおりで結構ですけれども、代償措置としての餌狩場の確保と施業ですね、これは回避、イヌワシに対する回避・低減が不十分だと予測されるので、代償措置をやむを得ず取る、というのが事業者のメインストーリーですよね。しかし、そのやむを得ず取る代償措置が、やはりまた非常に不確実であれば、ほとんど代償措置にならないのも明確ですよね。それで少し指摘したいと思いますけれども。まず、更新計画、リプレースと拡張計画の両方に代償措置が密接に関わっていて、それをもとに事業者は、評価書までいって事業を進めると思うのですけれども、今、準備書段階であります。準備書段階で、ほとんど効果が期待できないものを頼りに評価書段階までいくというのは、非常に問題があると思われまので、今から指摘いたしますけれども。

まず、代償措置として確保した3箇所、約800haにつきまして、3箇所ですね、これ、「確保する」とはどういう意味ですか。買ったのですか。借りたのですか。

[伊藤歩会長]

事業者側、回答をお願いいたします。

[事業者]

餌場の土地に関しては、まだこれからの協議にはなるのですが、地権者の方とは賃貸にするという形で今、協議しています。以上です。

[由井委員]

20年計画ですか。

[事業者]

おっしゃるとおりですね。

[由井委員]

いくらとは言えないのですか。

[事業者]

そうですね、地代に関しては、そもそもですね、所有者は市町になりますので、各市町、遠野市さん、大槌町さん、釜石市さんになりますので、そういったところの土地という形であれば、地代が決まっておりますので、それに則った形で今後協議をさせていただき予定で話を進めております。

[由井委員]

はい。そこに手を入れるわけですがけれども、私の考えでは手を入れないで、特に牧野は放っておけば、ノウサギが好む草・木が生えますのでね。借りる必要はないと思うのですが、それを借りて手を入れるというのは、どうしてですか。放っておけばいいものを、何で借りるのですか。

[事業者]

はい。おっしゃるとおりですね、使わせていただくところというのは、ほとんどが牧草地になるのですが、一部の牧草地以外は今、荒廃農地というかですね、使われていないところもございまして、ヤブが生えたような状態では代償措置としての、餌場としての機能は果たせないと思いますので、そのあたりを事業者として、操業期間の20年間に定期的に管理をしていくと。餌場としての機能を、当然まだ、さきほどおっしゃられたように不確実性を伴うものではあるのですが、長期的な視点で調査をしつつ、管理をしていきたいと思っています。御質問の回答としては、そういった荒廃農地の部分もあるので、伐採等もさせていただくということになります。

[由井委員]

それではですね。資料で言うと、配られた資料のですね、クエスチョンの21ですからページ48からめくって49の上の方に、どういうふうに事業者が放棄牧野に手を入れよう、ということが書いてあります。その2行目の末尾には、「林縁部に10m程度のヤブを残しつつ草刈りを行うことで、そこから出入りするノウサギを発見しやすくするものです」と書いてありますね。まず

ですね、「そこから出入りする」という文言ですけれども、本編にも何か所か書いてあるのですけれども、皆さんめくる暇がないから読みますが、ページ 10. 1. 3-287 の 3 行目には「ノウサギは、日中は主に樹林とその周囲で活動する」と書いていますよね。「日中は」ですよ。よく聞いてくださいね。同様のことがページ 10. 1. 3-307 にも、日中に飛び出してくると書いてある。それをイヌワシが狩る、と書いてあるのですね。ところが、ノウサギは完璧な夜行性なのですよ。日中ノコノコと広場なんかに出てこない。ですからこの保全措置、代償措置そのものが、ノウサギが昼間活動することを前提に保全措置を講じようとしているから、全く意味がない。イヌワシはですね、ヤブの中にいるノウサギを追い出して狩ることはありますけどね、出てくるのを待っていたって出てきやしませんですよ、昼間ですよ。だから、この準備書における一番重要なポイントである代償措置そのものが、科学的な根拠のないノウサギの生態に基づいて書かれているので、全く使い物にならないというのが、まず第 1 点。

それから事業者は、3 箇所の放棄牧野を確保して、3 万 9,900m の林縁を作る、とあちこちに書いてあるのです。3 万 9,900m かける幅 10m はですね、約 40ha です。ノウサギの平均密度は、高いところでヘクター 0.5 頭です。そうすると、40ha に 0.5 頭かけると 20 頭です。20 頭増やすだけの代償措置ですよ、はっきり言ってね。ところが、今度作る風車は全部で 11 台で、半径 500m がイヌワシにとって使えなくなるとすると、半径 500m は約 78ha です。その 11 台分ですから 800ha 以上が、イヌワシは使えなくなります。現状は 43 台あるから、もっとひどいのですけれども。11 台で 800ha 使えなくなるとして、まあ、いろんな牧野とか雑木林とか混じっていますけれども、平均は 0.2 頭/ha ぐらいはノウサギがいますので、800ha かける 0.2 頭は 160 頭です。160 頭が使えなくなったのに 20 頭しか補填できなければ、何の効果もないでしょ。だからその点でも、この代償措置はナンセンス、はっきり言ってね。笑いものですよね。そもそも林縁長、林縁を加工することがどうしてイヌワシにとって役に立つかという、そのことのベースがない。まず、ノウサギ密度・ヤマドリ密度・ヘビ密度というイヌワシの主食の餌動物たちが、その林縁にどう住んでいるのかを調べてないですね。今回出た資料の中には、ノウサギの密度が草地で調べているけれども、ゼロ匹です。そもそもね、いないの、草地にね。一番いるのは風車敷に 0.5 頭いるのですね、ヘクターでね。それで代償措置が追加になるというけれども、そこにイヌワシが来たら、また当たってしまうだけの話だから意味がないですよ。この準備書はめちゃくちゃで読むに堪えない、はっきり言ってね。そういう問題がありますので、代償措置についてはほとんど効果なしと判定せざるを得ないので、そのことを論拠としたこの準備書は、再提出を求めたいと思います。まず、そこまでです。

[伊藤歩会長]

ありがとうございました。前田専門調査委員から、客観性を確保してほしいということと、由井委員からは、科学的な根拠として、実際に代償措置の効果があるのかどうか、という御指摘ですけれども、事業者のほうから見解をお願いいたします。

[事業者]

成り立っていない代償措置であるという御指摘でございまして、その論拠をいくつか挙げていただきました。まず、ノウサギはそもそも夜行性で昼は動かないということ、それから整備によって増えるであろうノウサギの頭数のお話、それから減るであろう頭数に比べて全く足りて

いないというようなお話がございました。まずはですね、昼は動かないかということに関しては、その認識は私どもも持っておりますが、すみません、それは準備書の表現がよくなかったと思います。林内で活動、ではなくて、休息を含めて活動、という意図で書いたということが1点でございます。それから一方で、真っ昼間に出歩かないけれども、例えば、日没直前ですとか、日の出前という状況はどうなのかなということも考えて、そういったときに外に出てくることはあるのかなということは想定してございます。それから、ノウサギの頭数を増やすということは、実は今回の代替餌場の目的ではございませんで、一定密度のノウサギがいるであろう環境において、明確な林縁部を形成することで、ノウサギの活動の内容としては、林内にいて、時々牧草地、開けた場所にも出てくる、林縁部に対して出入りがあるだろうと。追い出して狩るというお話もありましたけれども、場所としては、林縁部がひとつキーになってくるのではないかと考えましたので、一定密度のノウサギがいる場所に、明瞭な林縁部を、ある程度の距離で設けることで、イヌワシのハンティングの機会が増えるのではないかと。それを狙った対策であるということ。頭数を増やすことは、結果的に増えるかもしれませんが、減るかもしれませんが、そこは意図していないという状況です。ですので、それをもって全く効果がないとおっしゃられるのはどうかなというのも、少し感じたところでございます。

[伊藤歩会長]

以上でしょうか。すみません、最初の部分の、客観性に関する見解のところをよく聴き取ることができなかつたのですが、その部分はいかがでしょうか。

[事業者]

すみません、混線しており失礼しました。さきほどの客観性については、皆様のいろいろな御意見を聴きながら進めさせていただきたいと、発言させていただきました。

[伊藤歩会長]

はい、わかりました。ありがとうございます。それでは、由井委員、もしございましたらお願いします。

[由井委員]

まずノウサギの活動性についてはですね、長野県の環境保全研究所の研究報告、2019年7月、第15号『赤外線センサーカメラによる長野県環境保全研究所飯綱庁舎敷地における冬期中・大型哺乳類の把握』と言う調査報告があって、ノウサギが全体で114頭記録されていますが、そのうち、薄暮時、薄明時ですね。冬ですから6時ぐらいから明るくなるわけですけど、そのときに記録されているのがわずか1頭、114頭中わずか1頭、それから17時台から暗くなり始める、17時台はわずか7頭、全体の10%もノウサギは活動しなくて、その他は全部、真っ暗闇の中で活動していますので、ほぼ完全な夜行性だと言えます。薄暮時にうろちょろするのをイヌワシが採るなんてことはほとんどありません。ガス時には採りますけれどもね。だからやはり基本的に間違っている。認識が間違っているということ。それから、ノウサギを増やさなくて、単に林縁長を増やすことの効果があるかどうかという論文は、ありますか。林縁でイヌワシが餌を採る活動は優位に高いというのは、私も実際に調査をした報告もありますけれども、実際に餌を採っ

ているか、それがどれだけ役に立っているか。実際の餌分布と捕獲効率とを比べたデータがあるかどうかお聞きしますが、事業者に。

[伊藤歩会長]

事業者のほうは、いかがでしょうか。

[事業者]

はい。実際にイヌワシがノウサギを、例えば林縁部を含むどのような環境で、どの程度ハンティングしているかというところに関して、私どもでつまびらかに調査の結果をレビューして把握しているという状況ではございません。ただ、代替餌場の整備計画を検討するに当たりましては、有識者の方にも3名参加していただきながら議論して、計画を立てていっております。その際には、林縁部に着目して整備することそのものに異論はなかったと認識しております。効果のことはこれから検証になりますけれども、まずはトライしてみたいというのが、実際のところでございます。

[由井委員]

効果を検証する前に本案件、リプレースは評価書までいっちゃうわけだから、まだ調査は始めていないということですよ。何の調査も。施業もしていないのだから。ほとんど空証文の論拠でこのリプレースを進めようとしているから、これ絶対ダメですよ、こんなの絶対にありえない、はっきり言ってね。それからですね。

[事業者]

あの、よろしいでしょうか。リプレースの事業そのものにおきましては、風力発電所があることで使えなくなっている範囲というのが、基数の減少によって減るということで、逆に使える場所が増えるのではないかと、というのが予測の結果でございます。更新計画単体では代替餌場は必要ないのではないのではという判断をしているところです。ただし、拡張計画との累積影響では、トータルでやはり減ってしまうのかな、という方向のものですから、拡張計画で予定しております代替餌場の計画を、参考的に、と言うのはおかしいのですが、そういうことを含めれば、減少してしまう餌場の量的な保証はできるのではないかと、代償はできるのではないかと、という見込みの下で、記載をさせていただいているという状況でございます。

[由井委員]

更新計画、リプレースは11台風車が建ちます。43台から11台に減ることはわかりますけれども、11台かける78haはね、800haが使えなくなるというのは、さきほど申し上げたとおりだから、その分の代償措置としての3箇所の放棄牧野の確保による林縁長の増加は間に合いませんよ、全くやっていないのですからね。間に合わないうちにリプレースが建ってしまったとき、イヌワシはどうするのですか。

[事業者]

由井先生の御意見はごもっとものところがあると思うのですが、その話として、代償措置の件に関しては、この後控えている拡張計画の代償措置として我々としては計画をさせていただいておるものでして、ただ、とは言え、リプレースが先に来る中で、その後、拡張計画が来た場合の累積的影響を踏まえたときに、そうしたら代償措置をとることでどうなるのかということで、今回、累積的な影響として入れさせていただいたというのが、まず前提にありますので、まずリプレースの保全措置として代償措置をするというところは、議論させていただくことは、やぶさかではないのですが、切り離して考えていただく必要があるのかなというように思う次第です。

ただ、おっしゃるとおりですね、不確実性があるものではあるので、さきほど前田先生がおっしゃったように、客観的な視点で、いろいろな方に聴いたうえで、今後やはり代償措置についても引き続き、整備計画を固めていく必要はあると、今回認識はしておりますので、そこはまた継続して、今後協議を進めさせていただければなと思っております。リプレースとしての代償措置というところを、ひとつ切り離してお考えいただくことはできないでしょうか、というようなところであります。

[由井委員]

本編のあちこちに、リプレースと拡張計画あわせた代償措置として累積効果が見られる、とずっと書いているので、代償措置を更新計画で切り離すのであれば、この本編全部作り直して、その部分を削除してもう一回提出してください。

[事業者]

本編の中で代替餌場の効果を挙げているところがありますけれども、その表でしたり、数字の整理に関しましても、更新計画によって失われる林縁長が何メートルなのか、それに加えて拡張計画が建ったらいくら失われるのか、さらに代替餌場を整備したらどれぐらい増えるのかということで、表の中でも段階を分けて評価しておりますので、そのあたりの整理に関しましては、段階を追って評価できるような形にはなっております。

[由井委員]

そこは読んでいますけれどもね。たださっきも言ったように、リプレースがスタートしたときから拡張計画で代償措置が完成するまでの間、空白期間があるじゃないですか。そのときはじゃあ、リプレースは動かさないでいただけるのですか。

[事業者]

あくまで、さきほど申し上げさせていただきましたけれども、代替餌場は拡張計画における環境保全措置として位置付けておまして、その中には「代替餌場をイヌワシが利用すること」ですとか、拡張計画の方で大臣勧告として様々な条件というのを指導されておりますので、そういった条件はクリアするようにして、拡張計画としては、代替餌場の方は進めていきたいと思うのですけれども、あくまで更新計画単体としましては、失われる環境よりも、復活するという言葉が正しいのかどうかはちょっと議論の余地がありますけれども、要はイヌワシが、風車から

400m、ないしは安全側を見て500m位を忌避しているという飛翔記録が見られる中で、その500mの範囲が今回43基から11基になるということで、大幅に忌避されている範囲が減って、利用できる範囲が増えるだろうということで、更新計画については、ある意味では風車を撤去すること自体が、イヌワシにとってはプラスの効果になるというふうに考えておりますので、更新計画単体についてはそういった経緯から、代償措置は検討しておらず、あくまで累積的影響が発生するという場合において、拡張計画の代替餌場を利用する形にはなりません。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。時間も限られておりますので。さきほどの事業者側お二方の御意見が、ちょっと食い違っているような気もいたしますけれども、ほかにも御意見ございますので、今のところは一度、御意見ということで伺っておきまして、他のところの御質問をいただいておりますので、ちょっとそちらのほうに進めさせていただきたいと思うのですが。後ほどまた時間がありましたら、由井委員のほうから御指摘いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

はい、では、一旦ですね、11番のところは、前田調査員、よろしいでしょうか。

12番以降のところは、続けて前田調査員から、ありましたらお願いいたします。

[前田専門調査員]

はい、12番ですけれども。12番ではですね、準備書の中で、他の事業と比較するものが出てきまして、そこを読みますと、他の事業ではもっと損失のひどいことをして、それに比べれば、この事業はまだいいじゃないかというようなふうに見える資料が出ておりましたので、質問しました。その回答として、「そういう意図ではない」ということなのですが、じゃあどういう意図かと言うと、御解答では「広域的な累積的影響を、概略的にでも把握するため」という、非常に抽象的なことで、何を言っているのかがちょっとよくわからないのですけれども、この比較から、広域的な現況を読み取ってほしいということであれば、岩手県にこんなに今、事業があつて、非常にイヌワシに影響が及んでいる中で、さらに本事業がそれに拍車をかけているのだよ、というふうに受け取ればよいのかなと思うのですが、そういう意図で出されたと理解してよろしいでしょうか。

[伊藤歩会長]

はい、事業者のほうで、見解がございましたらお願いいたします。

[事業者]

はい、では準備書の中の一部を共有させていただいてよろしいでしょうか。

ちょうど今、見ていただいておりますのが、準備書の中で、まさに広域的な検討の中で、他事業の影響も含めて考慮したものということになります。ここで御覧いただいております表10.1.3-121の一番上の行、「検討範囲全体」、北上高地全体を示すもので、その範囲内での、各事業がやられる前の状況での、これは、すいません、カテゴリー値と呼んでおりますけれども、林縁長の指標というようなものと御覧ください。これが、事業前が1.249というものが、全ての事業、実施しますと1.220に減ると。広域的に見て、その、林縁長の指標値が下がってしましますよ、ということの評価したかったので、こういった検討をしたということなのですけれども。

そのような目的で使っているというのが、さきほどの回答の中身でございまして、更新だけの場合と、更新と拡張をやった場合で、それぞれの限られたエリア内での値というのは、このように示しているという格好でございます。ちょっと説明になったかどうか、以上のような状況でございます。

[伊藤歩会長]

よろしいですか。概略的にでも把握するというのが曖昧だ、というところの御指摘なのですが、今の回答でよろしかったでしょうか、前田調査員。

[前田専門調査員]

よくわからないことには変わりはありませんが、いいです。

[伊藤歩会長]

何か事業者側から補足はございますか。よろしいでしょうかね。はい、それでは。

[由井委員]

だめです、だめです。このページ 10. 1. 3-290 の今のカテゴリーの平均値ね、これまあ、10. 1. 3-287 ページから見れば、本来餌動物であるノウサギの狩りが可能な空間として、林縁長を求めてカテゴリー分けをした、と書いているのですよね。林縁長で、林縁にノウサギがたくさんいるかどうかわからない、とさっき言っていたのに、これを使って解析しているから、これも意味がない。それだけ言っておきます。

[伊藤歩会長]

はい、それでは、ちょっと明確な回答が得られなかったということで、次に進めさせていただきます。13 番以降でいかがでしょうか。

[前田専門調査員]

13 番、よろしいでしょうか。これもさっきと似ているのですが、目玉模様、それからスピーカーの効果と言うのがまだ十分検証されていなくて、事業者としても「不確実性がある」というふうにされていますが、そういう状態でありながらも、これをやれば低減できるといったような評価が非常に多く見られるので、こうした質問をしました。やはり、効果があるという結果も一部にはあるのかもしれませんが、それを提示するのはいいのですが、疑問視されている部分もありますので、さきほど同様ですね、多くの意見を聴いて、事業者本位でなく、客観的な評価に基づいて書いていただきたいと思います。それから、事後評価において明らかにしていくというようなのは、これはですね、できてからわかったところで、結局目玉は意味なかったね、とわかって仕方がないので、事後調査で評価していきますというのは意味がないので、現時点で分かっている範囲で評価をする、そういう形にいただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。事業者側から見解がございましたら、お願いいたします。

[事業者]

目玉模様だったり、鳥よけスピーカーにつきましては、ビフォーアフターという形で、目玉模様がついていたりだとか、スピーカーが鳴っているときの方が、猛禽類がそっちの近くを飛んでいないという結果を示しております、とはいえただの平均値で、それはちゃんとした評価になっていないのではないかと御指摘かと思っております、こちらは準備書には間に合わなかったのですけれども、鳥類に精通しており、かつ統計解析にも精通されている有識者の方に御相談させていただいているところでございまして、本当に統計的に効果があるかどうかというところはまさに検証中ではございまして、評価書においてはそういった結果もお示しできたらと思っております。ですので、既設のサイトにおいても、効果の検証を十分にしたうえで、当然事後の、更新の効果についても、まあ事後調査にはなりますが、そこは十分に検証していきたいと思っております。以上です。

[大西委員]

すみません。

[事業者]

補足してよろしいでしょうか。

[伊藤歩会長]

では、事業者側からまず、補足説明をお願いします。

[事業者]

恐れ入ります。事後調査で検証していくというものを、予測評価の判断材料に使うな、という御指摘が、さきほどと同様で、回答も同じなのですけれども、不確実性を伴う保全措置であっても、アセス図書の中では事業者側の立場としてこういう取り組みをしていきますということは、ぜひ書かせていただきたいと思っております。それが無いことには、じゃあ何もこのことについてしないのか、とそういった誤解を招く恐れがあるということが1点懸念されます。で、結果的に、では効果がなかったときにどうするのだと、どう責任を取るのだというお話が、一方であろうかと思っておりますが、それについては必要に応じて追加的な保全措置を講じるという形で取り組んでいくということが一般的にやられていることと思っておりますので、そうした取組まで否定されることは、ぜひご容赦いただければと思います。

[伊藤歩会長]

はい、大西委員から手が挙がりましたけれども、御意見ございましたら先にお願いたします。

[大西委員]

この鳥よけスピーカーについて、追加で2点質問があります。1つは、平成30年以降のデータがあるのかということと、2つ目は、もし実現した場合、故障した場合どうするのかということです。1つ目については、27年にこれは設置して29年までの結果ということで、まあ一応、今、統計のスペシャリストと追加解析をしているということでしたけれど、こういった目玉模様とかスピーカーとかというのは、クマとかシカとかではよくあることで、設置直後は効果が出るのですが、すぐ効果がなくなっちゃうのですよ、慣れちゃって。ですので、27年に設置して29年までデータを使って、そこからさらにもう5年たっているわけですよ。例えば去年なり今年なり、もっと5年経ったあとに、その効果が薄れていないかということの検証が必要じゃないかなということが1つです。もう1つ、2つ目の方、これ故障中のデータがあるということは、これだけのデータがあるということは、しばらく放っておいたということですよ、故障した状態を。もし、このスピーカーが効果がある、ということで、今後設置していくというような話になった場合に、故障が起きたら速やかに直す必要がありますよね。故障しているかどうかというモニタリングとか、そういったことはどう考えられているのかを伺います。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。事業者側からありましたら、お願いいたします。

[事業者]

それではまず、平成30年以降のデータについてですけれども、実質的には更新計画の猛禽類定点調査をやっておりまして、そのときに取られたデータについて、一部検証に使えるものがあるのかもしれないという状態でございます。

補足させていただきますと、平成29年までの調査と言うのは、鳥よけスピーカーと目玉模様の効果検証のために、それに特化した調査ということで、スピーカーの近く、スピーカーがある風車が24号機なのですが、24号機の近くに調査定点を配置したりとかしてですね、効果検証専属の調査を設けておりました。さきほど説明させていただいたのは、その後は当然、準備書の調査を行っておりますので、準備書の中のトレースから検証に使えるものも一部ではあるかもしれませんが、そこはデータの積み増しができるかどうか、そして効果が消失していないかということは追加で検証していきたいと思います。そして、故障時の対応なのですけれども、過年度故障したときには、修理する期間に数か月かかってしまったのですが、放っておいたというわけでもなくて、むしろこの故障というのは、ビフォーアフターを捉えるという意味では、もしかしたらいいデータが取れるかもしれないというところで、実際もう少し早く直せたというのはあるのですけれども、検証のために少し期間をおいてみようかという考えも半分はございました。ですが、今後につきましては、もうデータも蓄積してきているところでございますので、故障した場合には、基本的に風車の見回りもかなりの頻度でっておりますし、故障した場合にはすぐ気付くようになっておりますので、今後の故障に関しましては、すぐに修理するという考えでいきたいと思っております。以上です。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

[大西委員]

故障については了解しました。もう1つの、経過の観察についても、データがあるということで、さらに統計のスペシャリストと検討するということなので、ぜひ、経過のデータも使って検証していただきければと思います。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。検討していただけるということで、よろしいでしょうか。

[事業者]

はい、検討させていただきます。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。こちらの13番に関しましては、前田調査員、あとよろしいでしょうか。では、こちらの14番についてはいかがでしょうか。

[前田専門調査員]

はい、14番ですけれども、これはですね、事業前と事業後と比較して、事業前にこれだけだったのに事業後はよくなる、といったような記述評価が基本となって書かれているのですけれども、その事業前との比較が、正しくないのではないかとということで、指摘したものです。事業前後で比較するのは、ビフォーアフターでよくそういう比較はありますが、それは現状が未来も続く、という仮定のうえで比較しているわけですし、本事業は、未来は現状と違うわけですので、運用終了したときの状態と、事業をしたときの状態を比較するのが当然であろうということです。これに対して御解答では、「ガイドラインに沿ってやったので、こうなった」ということなのですけれども、ガイドラインもですね、更新といってもですね、現状のまま今後も使うか、更新するか、とそういうものも更新に含まれるので、こういう書き方をされているところもあるのかなと思いますので、そのへんは事業の内容によってちゃんと読み取って、正確な比較をしなければいけないので。ガイドラインにあるので、前後を比較しなければいけない、というものでもないと思いますので、そこをちゃんと理解していただきたいなと思います。

細かいことを言えばですね、確かにガイドラインには「事業前・事業後を比較して評価する」、と書かれている部分がありますが、それは騒音とか影についてでして、動物という項目を見ていただくと、そのようには書いていないのですね。なぜかはわかりませんが、動物ではリブレース前後の結果を予測に用いよというところまでで、評価に用いるとはされていないということが、細かい部分ですがあります。それからですね。そもそもこのガイドラインにですね、ほとんど沿ってはやってはきていないというお話もありました。更新事業だけれども、特にガイドラインは使っていないという中で、ここの部分だけはガイドラインに従って前後を比較したというのは、非常に違和感があります。都合のいいところだけガイドラインを使って、そうでないところは使わないといったような使い方果たしてよいのかな、と思いますので、そのあたりも合理的にやっていただきたいなと思います。ということで、事業をした場合としなかった場合を比較するのが当然ですので、しなかった場合は何もない状態になりますので、これはですね。も

うリプレースではなくて、新設ですね。新設の計画と変わらないわけですので、ガイドラインどころではなくて、何もなくなるのか、新たに建てるのか、そういう視点できちっと評価をやり直していただきたいと思います。さらには、いろいろな野鳥の会とか質問を受けて、その回答が今回の資料にあります、その回答の中にも「事業前よりも低減される」とか「事業前よりも採餌環境が増える」といった回答が随所に見られますが、これも今の点で言いますと、事業前と比較しているというのは一種のトリックなわけですので、そこを全部訂正して、事業をするところのように、しなかった場合に比べて影響が出ます、と、そういう回答に変えて、もう一度質問された方に提示していただいたほうがいいと思います。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。それでは、事業者側から見解がありましたら、お願いいたします。

[事業者]

はい。まず、ガイドラインのいいところどりみたいな御意見をいただきましたけれども、このガイドラインというのは、このガイドラインに全て沿ってアセスをするとすると、かなり簡略化したアセスになってしましまして、一方で、今回この図書がガイドラインに沿っていないのは、この案件、過去にイヌワシのバードストライクを起こさしてしまったということもありまして、あまりそういった簡略化するのはどうかという考えも事業者側としてもありまして、この図書全体としてはこういった簡略化せずに、標準的なアセスといいますか、フル項目のアセスということで、簡略化はせずにやってきたところでございます。一方そのリプレースの定義ということに関しましては、リプレースアセスガイドラインによりますと、リプレースする前後を比較するというので、アセス事業実施前と実施後のビフォーアフター、事業実施前が現況としてこういうものが存在しまして、事業実施後にはこういった環境影響が出るだろうから、こういった保全対策なりをして影響評価していくわけですが、そこに事業実施前というのが我々としてはガイドラインに記載のとおりですね、今、既設の風車が建っている状態を現状として認識しておりますので、そこからのビフォーアフターというところで、既設から更新計画になって、43基から11基になったときに、こういった環境影響の変化が生じるのかどうかというところを評価させていただいておるところでございます。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。事業者側からは、以上でしょうか。

[事業者]

すみません、ちょっとこれは素朴な疑問としてお聞きするものなのですが、前田先生のお話を伺っておりますと、何もしなかった場合の将来と比較せよ、と。例えば、ちょっと例が適切かわかりませんが、温室効果ガスの排出量の推定をするときに、何もしないで今の対策のままですと、将来どうなるということを Business as usual、BAU という形で表現することがありまして、例えば、上昇傾向だったならば、そのまま温室効果ガス排出量として、上昇傾向があつて、将来、BAU と比較して、そこからどのぐらい減少させるのかというような議論をしていくの

ですけれども、前田先生がおっしゃっているのは、今の風力発電所をそのまま放置して何もしないで今のままで置いた後の将来の比較対象として、今回の事業をやったときにどうなるのか見なさいよ、とおっしゃっているように聞こえたのですが、そういう意味でよろしいでしょうか。

[伊藤歩会長]

逆に御質問いただきましたけれども、いかがでしょうか。

[前田専門調査委員]

難しいことではなくてですね、事業をした場合としなかった場合ですから、した場合がどうなるかはよくわかっています。書かれていますので。しなかったら運用は終わって、停止しているか、あるいはそれを撤去されるかと思いますが、そうした状態が予想されるわけで。その2つを比較するということで、それはよろしいかと思います。

[事業者]

その点に関する回答といたしましては、さきほどのお話になってしまうのですが、現在のアセスの建て付けが、現況と事業実施後と比較するという事になっている以上、おっしゃったような将来の状態との比較をなさいということが、枠組みの中であり得るのかどうか、その議論になってしまうのかと思います。

[前田専門調査員]

現況と比較するのは、現況が何も事業をしなかった場合、続くという前提で比較するわけです。それであればいいわけですがけれども、現況が変わるのですから、当事業は。ですから、そこを補正というか修正して比較しないと意味がないですね。それはもう、環境省が決めているからというよりは、論理的な問題としてそうなる。

[事業者]

1点よろしいでしょうか。例えば古くなってしまった機械ではありますけれども、メンテナンスをしながら今後も継続して運転していくと、例えば仮定ですけれども、そういう選択肢があった場合はいかがでしょうか。

[前田専門調査員]

そういうふうはまだ使い続けるというのであれば、現況と比較するのは理にかなっていると思います。ただ今回は、廃止することが決まっているということなので、廃止した状態が比較対象になるかと思います。

[事業者]

前田先生のお考えとしては、現況というのは、半永久的に続く状態を現況とすべきではないか、というお考えかと思います。しかしながら一方で、このガイドラインにもありますように、風力発電事業のリプレースガイドラインにおいては、あくまでリプレースの前後ということで記載もされていますし、例えば、騒音なんかに関しても、既設の音と更新後の音とを比べて、現

況よりも悪化しないようにという記載もありますので、そういった意味では、鳥に関しましても、イヌワシを例に出してしまいますけれども、イヌワシが利用できるエリアというの、今の現況、現況というのは既設が建っている状態にはなりますけれども、500m圏内を利用できない状態というのが、更新後には43基から11基になりまして、量的に言えば減るという評価もさせていただいておりますので、そういったことも考えましてですね、現況というのはあくまで風車が建っている状態、それを起点といたしまして、事業者としてはそこを起点として、アセス図書は作成させていただいているところで、繰り返しの説明になりますけれども、あくまで事業者としては、そのように考えております。

[前田専門調査員]

その考え方は明らかにおかしいので、そこを根本的に直していただかないと先に進めないと思うのですが。ガイドラインはあくまでガイドラインとして、環境省にも環境保全課から聞いたりもしているようですが、これにきっちり沿って、このとおりにしなければいけないというわけではなくて、事業の性質に基づいて、当然、合理的に扱っていくのは必要だということで、ガイドラインにあるからそうだという理由にはならないかと思えます。事業前と事業後と比較すると、どうしておかしいかという、もしこれをやられるのであれば、例えば発電量ですね。これについてもそれで評価していただきたいと思うのですよ。と言うのは、この事業、今ですね、事業前の発電量、4万何千kwですか。事業後も同じなのですよね。つまり、事業前と事業後と比較すると、全然増えていないわけです。つまり、自然エネルギーの利用という点においては、全然効果のない、意味のない事業なのですよね。そういう風に言うと、そうではなくて、事業をしなかったら風車は停止して、発電量がゼロになってしまうのだと。そこをリプレースするから新たに4万何千kwの自然エネルギーを我々は生み出すのだと。そういうふうに思われるかと思うのですが、その考え自体が、事業前と事業後の比較ではなくなっているわけです。だから事業前と比較するとやはり矛盾が起きますので、そこは根本的に改めていただいて、事業をした場合としなかった場合、それで作り直していただきたいと思えます。

[伊藤歩会長]

はい、いかがでしょうか。

[事業者]

ありがとうございます。その発電量の話に関しましては、当然、発電量というか環境影響を評価する項目でもございませんし、アセスの目的外的なところになってきますけれども、発電量が変わらないから事業をやる意味がないというの、少し違うのかなと思っております。当然その、発電量に関しましても系統の枠と言うのがございますので、リプレース後に必ずしも発電量、系統の枠という条件下の中では、増やせるわけではございませんので、その変化をもって、事業の効果というものに言及されるのは、話が違うのかなと思っております。

[伊藤歩会長]

はい。私のほうからも少し意見を述べさせていただきたいのですけれども、前々から由井委員のほうから御指摘があったとおり、建設する前の段階の非営業期の調査というのが十分に行

われていないということで、今、建てられている施設自体にですね、事前の評価というのがきちんとなされていなくて、イヌワシの衝突が起きてしまったという事実があります。ですので、やはりそのあたりをきちんとデータをとって検証できるように、そして、より正確に評価ができるように、ぜひ調査を行っていただきたいと思うのですが、そのあたりについて、事業者はどうお考えでしょうか。

[事業者]

はい。既設発電所の建設の際には、営巣地の調査にウエイトを置いてまして、その結果、あのような事故を起こしてしまったことは、事業者としても反省するところでございます。その反省を踏まえまして、準備書の調査に関しましては、非営巣期の時期に関しましても、既設の時よりもですね、回数なり期間を増やして調査をさせていただいて、この和山牧場周辺には、やはり9月とか10月とか非営巣期の時に、イヌワシの飛翔が多く確認されて、ハンティング行動も確認されているところまでは、事業者としても確認しているところでございます。とはいえ、先生方からですね、調査量の不足等は御指摘いただいておりますので、今後、追加調査等に関しましては先生方の御意見も御参考にさせていただきながら、検討させていただきます。

[伊藤歩会長]

はい、この件につきまして、他の委員からも御意見ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ではまず、よろしいでしょうか。前田調査員、よろしいでしょうか。

[前田専門調査員]

今の点で、最後に一言言わせていただきますと、イヌワシの視点から見ていただきたいと思うのです。ここを利用するイヌワシは、1羽の犠牲、1羽以上かもしれません。犠牲を出しながらも20年間、この風車に我慢してきたわけです。いよいよ耐用年数が来て、取壊しになって、いよいよ20年の刑期が終わるところで、「今よりは少しいから、また20年、刑を延ばす」と言われているのと同じなわけなのです。そのイヌワシの身になって考えていただきたいなと思います。以上です。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございました。

[由井委員]

あの、少し。

[伊藤歩会長]

はい、お願いいたします。

[由井委員]

43台から11台に減るからいいだろうと、餌場も増えるとおっしゃるのですけれども、この巨大な新しい風車の回転空間というのは、43台が11台に台数は減るけど、回転空間は3倍にな

るのですよ、立体空間は。それだけ危険なものが3倍増えるってこと。高さが100mから150mあって、ブレードもものすごく大きいものになりますから。回転する危険空間は3倍になる。そのことを忘れていると思いますけれどもね。そのことによってですね、イヌワシは10kmも先のものが見えますので、そこに巨大なものが3台に減ったとしても、西側ですね、もうそこに近寄りませんよ。来なくなる。遠くから見て、さっき言ったマクロな回避をして、もう来なくなりませんから。ページ45の下に、Hの高さの飛行距離の風車から距離別頻度というか、距離が書いてありますけれども、500じゃなくて600m強まで影響するのがこれでわかりますよね。500じゃないのですよ。これは100m以下の風車でも影響を受けます。今度、150mが建ちますから、これよりはるかに、HもMもLも、より重大な回避効果を生みます。回避するからいいじゃないか、というわけではなくて、回避する結果、後で申し上げる重大な影響が生じるわけですから、全くその、11台に減ったからいいということではない、ということだけ申し上げる。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございました。御意見として伺いたいと思います。

ここですみませんが、伊藤絹子委員が12時45分頃に退室されるということですので、順番を変えまして、伊藤委員から御意見ありましたら先にお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

[伊藤絹子委員]

すみません、ちょっと私、途中で退席しなければいけないのですが。

みなさんの御意見とか、事業者さんとかの回答を聞いて、思ったことだけを意見を言わせていただこうと思いますが、それでよろしいでしょうか。

[伊藤歩会長]

はい、お願いいたします。

[伊藤絹子委員]

今回の風力発電事業の事業というのは、再生可能エネルギーのひとつで、やはり風力発電の役割というのは大きいと思われるのですけれども、一方で自然に対する強い介入をしてしまうということ、私たちは強く意識しなければいけないと私も考えております。今回やはり、ガイドラインがどうこうという話もありましたけれども、何を一番大事にしなければいけないのかということ、やはり原点に立ち返ってきちんと考えていただきたいな、ということが私の意見であります。自然エネルギーを活用するということは、非常に重要なことなのですけれども、それによって大規模に破壊される自然があつては、元も子もなくなりますので、環境保全との両立をいかにしていくかという視点からですね、考えていただきたいということと、それに対しての評価のあり方とか、私、今回、非常に勉強になりましたので、その点をもう一度踏まえて、きちんとしたものを作っていただきたいなというように考えております。ちょっと抽象的になりましたけれども、私たちが大事にしなければいけないことを、まずきちんと提示するというか、確認しあうというか、共有するということが大事なのではないかな、と思っております。他にも考えたことがありましたけれども、それについては時間が無いので、後でメール等で送りたいと思

います。すみません、途中退席いたします。よろしくお願いいたします。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。ただいまの御意見に対して、事業者側から何かございましたらお願いいたします。

[事業者]

我々も事業者としましては、ガイドラインの話も出ましたけれども、何か、調査・予測・評価なりを行う際に、何かしらのよりどころというものが必要でございまして、ゼロから作り上げるというのはなかなか、何事でもそうですけれども、難しいものですから、やはりどうしても指針なりガイドラインなりマニュアルなり、そういったものにすぎる気持ちがあるというところは、委員の皆様にも、御理解いただきたい部分ではございます。とはいいつつも、そういった例外的な、ガイドラインとかマニュアルに当てはまらない事象というのも出てくるとは思いますので、そういうところに関しましては、皆様の御意見をお聞きしながら進めて参りたいと思います。以上でございます。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございました。伊藤委員もありがとうございました。

[伊藤絹子委員]

もう1点だけよろしいでしょうか。

[伊藤歩会長]

はい。

[伊藤絹子委員]

ユーラスエナジーさんは、日本各地で、それから世界でも展開している事業者さんで、非常にリーディングカンパニーとしての責務というのが、やはり、私、あると思うんですね。ガイドラインとか指針とかいうのはもちろん大事なんですけれども、それを踏まえてさらにいいものとして「環境保全をしていくのだ」というあたりの意気込みというか、そういうお考えをぜひ示していただきたいというのが、希望であります。よろしくお願いいたします。

(伊藤絹子委員が、退席しました。)

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございました。それでは次に進めさせていただきたいと思います。それでは15番以降のところで、由井先生、お願いいたします。

[由井委員]

はい、はしょっていきますけれども。

[伊藤歩会長]

そうですね、あの、時間が残り 30 分弱ということになりますので、よろしくお願いします。

[由井委員]

15 番に関しては、まあ説明がございすけれども、追加の調査を 2019 年 9 月・10 月にやっていますけれども、渡り鳥の調査を代用しているということと、それから定点数がわずか 2 箇所しかないので、全く評価できないと思います。これは回答はいりません。

16 番。コウモリ類、鳥類の衝突については、月 1 回の調査なので少なすぎると思います。私が現地を歩いた時も、ウグイスの切られた死骸を見つけております。もっと当たっているはずで。回答はいりません。

17 番。ここはさきほども申し上げてきたようなことで、元の風車がない状態での調査が必須だということです。その間、放牧事業者が困るということですが、放牧事業者にも、そもそも 43 台の風車が最初に建った時に、事前調査が不十分で余計建ってしまったので、期待を持たせすぎたのではないかと思います。この風車を建たざるを得なかったのは、調査不足と、もう一つはこの牧野組合が困っているという話があったので、みなさん賛成したという経緯があります。しかし今度は、西側だけでも 21 台が確か 3 台になりますよね。それだけでも非常に困ると思います。3 台の土地保証といっても、その 4 分の 3 は市町村にいつてしまうので、地元で 4 分の 1 しか下りないのですよね。それで地元が納得しているのは、不思議でならないですけどもね。また、その間、そこに邪魔して風車の事業をしていた当事業者がですね、もっと、なぜ牧野組合に支援しなかったのか。20 年前もつぶれそう、今もつぶれそうと言っているわけですよね。だから非常に問題が残っていると思います。したがって、遠い将来の代償措置の土地は放っておけばよいので、そこを借りている、市から借りているそうですから、ただではないと思いますので、その経費をこちらにまわせばよいのだと思います。これも回答不要です。

次は 18 番ですね。ここではですね、ペアの動向ですが、真ん中、中央部分にはたくさん出ていると言っていますけれども、全体でも最近の写真集では 4 羽の成鳥がいますけれども、そのうち 2 羽は同じ個体だと思われるので、1 ペアしか出ていないと思っています。この周辺には、従来 5 ペアいたのですよね。そのうち 4 ペアがほぼ消えています。ここでは、1 ペアが東北方面に最近出ている、と言っていますけれども、この連休をかけて 15 日ぐらい調査したけれども、ペアは出ません。そういうことから、岩手県は、日本一イヌワシが北上高地に多い有名なところで、そのイヌワシの 4 ペアをこの事業は既に消してしまった、消しつつある、重大なイヌワシへのインパクトを既に与えております。そこにリプレースで大型なものを建てるということと、さらに中央部に拡張計画をやれば、ここにいるイヌワシは全滅します。イヌワシは岩手県の環境基本計画の数値目標で、繁殖率の維持が半ば義務付けられているわけですが、1 ペア減るごとに 3% ぐらいずつ下がっていつてしまう。ということで、さきほど伊藤委員にもおっしゃっていただきましたけれども、再生可能エネルギーは人類にとっても不可欠ですけど、地球は人類のためだけにあるわけではないのですよね。自然環境保全のためにも、再生可能エネルギーが必要なのですけれども、その再生エネルギーがイヌワシを滅ぼしてしまったら、半ば意味がないと思います。したがって、イヌワシのいないところにどんどん建てていただきたいと私は思っているのですけれどもね。これも回答不要です。

19番は、これは調査していただくということになると思います。

20番については、まず、配慮書段階で、行動圏全体を把握しなさいと、それから『猛禽類保護の進め方』においても、繁殖期と非繁殖期に行動圏の調査を行い、内部構造を解析しなさいと言っているわけですから、どこまで飛んでいこうとですね、どこをどういう頻度で利用しているということを、事業者は明らかにして保全措置を取らない限りは、全く小手先の、目先の、その場しのぎの保全措置しか取れないと思います。前田さんは、専門調査員でもあります、県のイヌワシ担当職員で、たくさんのデータを持っていますので、さきほどの個体識別を含めてですね、データを提供すると思いますから、正解を求めてですね、まず、西側の3台を撤去した後の調査ですね、少なくとも1年間はしてほしいと、そういうふうに思っています。ここも回答は必要ありません。

次は21番です。さきほども申し上げましたように、4ペアがほぼ消えているのですが、現在かろうじて生き残っていて、この和山、釜石広域風力発電所一帯を利用している残存する唯一のペアが、ここの場所が利用できなくなったために、南東側の別のペアの巣を乗っ取ってですよ、繁殖して、そのペアを滅ぼして、今もそのペアは消えたままです。これは事実であって、環境省にも登録してあります。そのことについて、2018年7月11日の第78回環境影響評価技術審査会、岩手県ですね、これでちゃんと、乗っ取られて消えたということが説明されていて、議事録に載っています。事業者は、これを知らないわけですね。ここだけ今、質問しますから、どうぞ。

[伊藤歩会長]

21番について、事業者から見解をお願いします。どういった御質問だったか、理解できておりますでしょうか。

[事業者]

すみません。御質問いただいた内容というのは、残った唯一のペアが南東側のペアの巣を乗っ取ってしまったという事実について、事業者はちゃんと知っているのかという御質問でしょうか。

[由井委員]

それに近いですけど、そのことについて、ここの最初の3行は、その事実を承知していない、と、今回回答しているのですけれども、2018年7月11日の第78回岩手県環境影響評価技術審査会において、御社も出席している中で、そのことは申し上げております。そのことを忘れたのですか。

[事業者]

方法書の審査の際にいただいた御意見だったと記憶しておりますが、ただですね、その御指摘、ここに来ていた5ペア中、3ペアが、確かそのときは最早見られなくなっているという、乗っ取っているものがあるよ、というお話があったと理解しております。そのお話をいただいた後、そこに今、御同席いただいております前田先生のところに、審査会でこのような御指摘をいただいているのだけれどもと、御相談に伺った際には、そういった消長の原因がこの事業であるのか

どうかということは、確かなことは言えないのだろうというような御見解をいただきましたので、そのような認識でおったということでございます。

[由井委員]

当日の、2018年7月11日の議事録を読み上げますけれど。「この和山牧場の周りは3ペア消えています。1つがいは、和山牧場によく来ていたが、和山牧場が使えなくなったため、別のつがいの巣を乗っ取ったのです。乗っ取られた方のペアは消えています。1ペアは、完全に釜石風力の影響で消えてしまいました。そのほかにも2ペア消えています。」ちゃんと言っているわけですよ。これが釜石風力のせいかどうかというのは、究極的にはわかりませんが、全体の傍証として、一番このエリアに出ていた、利用していた、しかも巣も一番近ところにあるペアが、ここに明らかに出現数が減っているわけですから、減っていればどこかに行って帳尻合わせるわけですよ。ついでに巣も乗っ取って、代償措置の1箇所である巣の3km目の前に、代償措置の場所がありますから、「それは便利だ」ということで乗っ取ったと、あたりまえのことですよ。論理的結果はそうなります。否定するのも肯定するのも、そちらが証拠を集める義務があるのですから、当面は否定できないと思います。こちらは、そういうふうな事実認識として捉えまされども。そうしますと、この準備書というのは、乗っ取りの事実を無視してですね、代償措置を取ろうとしているわけですね。代償措置を取るということは、その消えてしまったペアをそのまま消えたまま、そこの乗っ取った方のつがい、残存している唯一のつがいに対しての餌場をそこに供給しますから、乗っ取った方の餌場供与、代償措置をしているということになります。つまり、1ペア減ったことを固定化する代償措置ですから、何の意味もなく、岩手県のイヌワシを1つがい減らす方に加担しているわけですから、これは罪悪ですね。イヌワシっていうのは、天然記念物ですよ。それから、種の保存法の指定種、日本のレッドデータブックのIのB類、岩手県のAランクですね。それで済みますか。反省するというのは、そこから考えて、まず代償措置がインチキだということを認めて、この1ペアを復活するところから進めなくてはいけない。この事業を進めることで、まず消えたペアは戻りません。残りの3つも、追加してほぼ消えつつあるのだけれども、そのうちの1つも、もう1箇所の代償措置の餌場に通うつがいが、既に出ているのだけれども、そっちに通っているのだけれども、そのコースの近くに別の巣があって、そこにまた餌場を作れば、またそこも消えたのを固定化するふうに作用するので、ほとんど代償措置がナンセンスであるということと、現状でも消えているというのが事実なので、これ以上の追加の、拡張計画がまずだめですし、特に西側については、3台をまず撤去して実態を見てほしいし、できれば全部撤去してほしいと思います。準備書にあいかわらず載っていませんけれども、平成11年から14年も調査しています。その結果の飛翔トレースが載っていないのです。それには3台残す西側のところを、ちゃんとイヌワシがたくさん飛んでいるわけ。そのデータを出していない。そういうふうには様々ですね、欠陥だらけなので、この準備書については撤回していただいて、再提出を要求しますし、その知事意見を出していただければ、私は承知しない。以上です。

[伊藤歩会長]

はい、事業者の方から何か見解はございますでしょうか。

[事業者]

既設のサイトの影響によっては、1ペアが消失して、それが他のペアに玉突き的に悪さをしているということですが、ペアの消失に関しまして、この既設のサイトが直接的な因果関係があるかどうかにつきましては、前田先生にも御助言をいただきましたけれども、直接的な因果関係はわからないということで、消失の原因が風力発電所にあったかどうかという直接的な因果関係は、事業者としてもそうかもしれないし、そうじゃないかもしれないというところで、いまだにその事実はわからないところでございます。代償措置に関しましてですけれども、これも繰り返しになりますが、代償措置というのは拡張計画のものでございますので、更新計画単体の影響といたしましては、利用空間が広がるというところで評価しておりますので、そこについては、繰り返しの回答になりますけれども、御理解いただければと思います。

由井先生、さきほどの調査の結果が一部図書に載っていないところにつきまして、もう一度、御質問の意図を教えてくださいませんか。申し訳ございません。

[由井委員]

飛翔トレースです。どこかに載っていますか。

[事業者]

イヌワシに関する飛翔トレースの準備書の記載ですけれども、確か、重要な鳥類のほうの整理をさせていただいたところで、イヌワシの飛翔性は入れておりますけれども、そちらには過去に記録した飛翔は基本的に入れてはいるはずなのですが、平成11年から14年のものが載っているかどうかについては、すいません、精査させていただいた上で回答させていただければと思います。

[由井委員]

前にこの審査会で、事業者側と事務局側とで、このトレースが抜けているって何遍も確認したことがあります。そのことなのですけれどもね。後でまた教えてください。

[伊藤歩会長]

はい、それでは21番はよろしいでしょうか。バードストライクだけではなくて、消失されたペア、繁殖率を上げるようにきちんと評価をして、措置をしていただきたいと思います。

[由井委員]

すいません、それ以外は全部省略で。さきほど打ち切られたところを、追加を申し上げますけれども。

[伊藤歩会長]

はい。

[由井委員]

また林縁長のところに戻りますけれどもね、林縁を重視されているようで。もちろん林縁は

重要なのですけれども、その管理の方法が、どうしてもわからないのですけれども。特にですね、放棄牧野はどうなっているかわかりませんが、通常、牧野の周囲には、採草地でも、それから放牧地でも、ほかの害獣が入り込まないように、あるいは牛や馬が逃げないように、電柵か鉄条網を全部張り巡らせているのですよね、周りをね。そこを、餌場として、林縁長を強調して管理すれば、そこにイヌワシが突っ込んで来れば、鉄条網や電柵に当たってしまいますから非常に危険です。そのへんの配慮が何も書いていないので、考えが先行して実態が合っていない、というように思っています。そのへんはどうですか。

[事業者]

実は、拡張計画のための代替餌場の整備計画を作成する段階におきましては、実際に伐採する範囲を踏査して、そういった障がい物の有無についても確認した上で、この範囲を伐採しましょう、ということで、木を切る区域若しくは草刈をする区域を設定してございますので、御懸念されているような電柵等への衝突のおそれは少ない形で、現状の計画はできていると理解してございます。

[由井委員]

それなら大丈夫。安全性の問題は大丈夫ですけれども。要するに、草刈りすると、まさにはげ地になるわけだから。そんなところにノウサギは出てこないのだから、そもそもそれがナンセンスだということは、さきほど申し上げたとおりです。とりあえず以上です。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございました。由井委員からの御意見のところは、以上でよろしいでしょうか。それでは他の委員からございますでしょうか。特に事前意見のところは、後は県のほうからの質問だとかになるかと思いますが、事前意見以外のところで、全体的なところで、御意見や御質問等ありましたらお願いしたいと思っております。

[大西委員]

すみません。

[伊藤歩会長]

はい、お願いします。

[大西委員]

事業者ではなく、由井先生への質問になるのですが。代替餌場の議論に関して大事な、と思っております。ウサギが夜行性なのは、私も哺乳類の研究をしているのでわかるのですが、ウサギが夜行性で、イヌワシが昼動くということですよね。でもさきほど由井先生から、イヌワシがよく食べているものとして、ノウサギ・ヘビ・ヤマドリというふうに挙げられました。では、イヌワシは、どういう環境で、どういう時間帯にノウサギを捕食しているのでしょうか。

[由井委員]

一番最近の状況でわかっているのは、伐採新植地です。新植したところは、7年ぐらい下刈りします。ひこばえや草の再生がいいので、しかも植林木の影に隠れますから、そこにノウサギがいて一番密度が高い。それを雄と雌が追い出すのです。かかあ天下ですから、上で雌が見張っていて、雄が下をざざざと行って、その新植地の物陰からノウサギが飛び出すのを待って、それが出てきたのを雄か雌が、がつつとやるという。それが最も一般的なパターン。

[大西委員]

日中にウサギが寝ているところを、雄と雌、つがいで、雄が追い出して、雌が上から採るといようなハンティングなのですね。

[由井委員]

そうです。

[大西委員]

わかりました。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。リモートで参加されている委員はいかがでしょうか。

[久保田委員]

特にございません。

[平井委員]

大丈夫です。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。それでは、希少動植物等の非公開に関する質問もないということでもよろしかったでしょうか。

はい、それでは。

[由井委員]

すみません、ここだけあります。

[伊藤歩会長]

はい。

[由井委員]

拡張計画の方によく載っていますが、この準備書にも一部引用されていますけれども、経産大臣意見として、ひとつの制約が書いてあるのですよね。「代償措置によって作られた餌狩場を、既存の3ペアが利用したことが確認されるものであること」と。確認されなければ、この拡張計画、進められないのですけれどもね。ところがその、3ペアのうち、と言いますか、2ペアはもうほぼいないのですよ。さっきの消えたやつとは別に、北側にいたやつが、ほぼ完璧にもう消えています。更新しようとしている風車が建った後にですよ。それからもう1つ。東の方にいるのもペアがなくなっています。生き残っているのは乗っ取ったやつが1ペアだけ生きている。既存の3ペアが、代償措置をした場所の餌狩場を利用したことが確認されるものであるということが、もう実証不可能になっているのですよ。だから、全体計画をやり直さない限り、全ての枠組が崩壊していますから。リプレースも、代償措置を頼りに作ろうとしているわけですから。全面見直しを求めます。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。実際のペアの現状と言うのでしょうかね、最新のデータを基に、知事意見を作成するようにしていきたいと思います。

それでは、これまで各委員から述べられた意見を審査会の意見としますけれども、よろしいでしょうか。これ以降、新たな追加の御意見とかは受け付けられませんけれども、よろしいでしょうか。

[事業者]

すみません、最後にユーラスエナジーより一言、コメントさせてください。

いろいろ御意見いただきありがとうございます。代償措置の件に関しては、何度も繰り返しのようになりますが、拡張計画の工事に入る前に、当然、整備計画を実施していくものなので、そういった中で調査をして、ペアの消失の話に関しては、今、お話がありましたように、やはり事実関係をもう少し確認させていただく必要はあると思いますので、そこに関しては、前田先生しかりですね、有識者の方々の、情報の開示がなかなか難しい点はあるかと思うのですが、御協力いただけると大変ありがたく存じます。それから、今回の準備書の話、更新計画の話になるのですが、由井先生がおっしゃられたとおりですね、西側を撤去して最低1年間は調査してと、というようなお話があったかと思いますが、その意図しているところは、我々も当然理解しているところであります。とはいえ、計画自体を進めさせていただく中で、事業者の身勝手な考えで大変恐縮なのですが、スケジュールの中で進めていく前提で鑑みるとなかなか厳しいところもある一方、我々としては、2023年から工事に入って、2026年に運転開始を目指す中で、当然、撤去の工事を先に進めていきます。南側から撤去をしていくところを今検討している中で、例えば撤去しながらですね、現状の飛翔調査というのは、実施していけばというふうを考えているのと、あと、これから詳細設計を建設工事を担当する業者さんをお願いしていくのですが、その中で、工事の工程、要はどこから撤去していくのか検討していきたいと思っています。その際、撤去全基した後に、1年とはいきませんが、西側風車がない状態という期間は設けることができると我々は思っておりますので、そこは今後の詳細設計での検討になるのですが、そういった期間にですね、事業者としてしっかりと必要な調査を実施していきたいと考えて

おります。もちろん、満額回答ではないとおっしゃられてしまうとそれまでではあるのですが、できる限りの事業者としての努力は誠心誠意、させていただきたいとは思っている次第です。この点だけ補足させていただきたかったのが、最後に申し上げさせていただきました。以上です。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございました。情報の提供をお願いしたいということと、撤去をしつつ調査もするということですが、これに関しまして、由井委員・前田調査員から何かございましたら、最後、お願いしたいと思います、いかがでしょうか。

[由井委員]

はい、そういうコメントはわかりましたけれども、まあ実際どうなるかですね。会長のほうで、本県知事意見をしっかり構成してほしいと思います。今日の意見を意見とするようだけでも、やりとりはありますよね。

[伊藤歩会長]

はい。確認はいたします。

[由井委員]

お願いします。

[伊藤歩会長]

前田調査員は、よろしいですか。はい、ありがとうございました。

それでは、これまで述べていただいた意見を基に、事務局においては、本件準備書に関する知事意見の作成をお願いいたします。

以上で、本日の審査会は終了いたします。リモートで参加の委員、事業者の皆様はお疲れ様でした。それでは、進行は事務局にお返しします。

[事務局]

ありがとうございました。事業者の皆様もお疲れ様でした。議事は以上になりますので、事業者の皆様は退席いただいて結構です。

最後に委員の皆様から、何かございませんでしょうか。

[伊藤歩会長]

さきほど最後に由井委員の御発言がありましたけれども、必要に応じて各委員に知事意見の内容を確認するというところでよろしいですね。

[事務局]

はい、そのように対応させていただきます。

[事務局]

以上をもちまして、本日の審査会を終了いたします。長時間、お疲れ様でした。どうもありがとうございました。